



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 大阪労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

北大阪労働基準監督署発表  
令和8年4月15日

【照会先】

北大阪労働基準監督署  
電話  
072-391-5825

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

- ①化学物質管理者に法定の事項を管理させていなかった疑い  
②引火性の物をみだりに蒸発・加熱させた疑い

令和8年4月15日、北大阪労働基準監督署（署長 みやもとまさゆき 宮本正之）は、金属製品塗装業を営む丸山塗装工業株式会社ほか2名を、労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

1 被疑者

- (1) 丸山塗装工業株式会社（以下「被疑会社」という。）  
所在地 大阪府門真市殿島町  
事業内容 金属製品塗装業
- (2) 被疑会社取締役A（以下「被疑者A」という。）
- (3) 被疑会社所属労働者B（以下「被疑者B」という。）

2 違反条文

- (1) 被疑会社、被疑者Aについて  
労働安全衛生法違反  
同法第22条第1号  
同法第27条第1項  
労働安全衛生規則第12条の5第1項第2号  
（化学物質管理者が管理する事項等）  
同法第119条第1号（罰則）  
同法第122条（両罰）
- (2) 被疑会社、被疑者Bについて  
労働安全衛生法違反  
同法第26条  
同法第27条第1項  
労働安全衛生規則第256条第2項  
（危険物を製造する場合等の措置）  
同法第120条第1号（罰則）  
同法第122条（両罰）

### 3 事件の概要

- (1) 被疑者Aは、労働安全衛生法関係法令で定めるリスクアセスメント対象物を取り扱う事業場において、化学物質管理者にリスクアセスメントの実施状況を管理させていなかった疑いがあるものです。
- (2) 令和6年12月28日、被疑者Bは、引火性の物であるシンナーを高温の乾燥炉に散布することで、シンナーをみだりに蒸発させ、又は加熱し、危険を防止するための措置を守らなかった疑いがあるものです。

### 4 参考事項

- (1) 令和6年12月28日、被疑会社の敷地内にある工場で爆発事故が発生し、労働者2名が死亡し、1名が重傷を負うという災害が発生しました。
- (2) 適用法条文は別紙のとおり。

**適用法条文**

**【労働安全衛生法】**

**第二十条**(事業者の講ずべき措置等)

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

**第二十二条**(事業者の講ずべき措置等)

事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 (以下略)

**第二十六条**(労働者の遵守義務)

労働者は、事業者が第二十条から第二十五条まで及び前条第一項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

**第二十七条**

- 1 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。
- 2 (略)

**第百十九条**(罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで(略)の規定に違反した者
- 二 (以下略)

**第百二十条**(罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略) 第二十六条(略)の規定に違反した者
- 二 (以下略)

**第百二十二条**(両罰)

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

## 【労働安全衛生規則】

### 第十二条の五(化学物質管理者が管理する事項等)

事業者は、法第五十七条の三第一項の危険性又は有害性等の調査(主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。以下「リスクアセスメント」という。)をしなければならない令第十八条各号に掲げる物及び法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物(以下「リスクアセスメント対象物」という。)を製造し、又は取り扱う事業場ごとに、化学物質管理者を選任し、その者に当該事業場における次に掲げる化学物質の管理に係る技術的事項を管理させなければならない。ただし、法第五十七条第一項の規定による表示(表示する事項及び標章に関することに限る。)、同条第二項の規定による文書の交付及び法第五十七条の二第一項の規定による通知(通知する事項に関することに限る。)(以下この条において「表示等」という。)並びに第七号に掲げる事項(表示等に係るものに限る。以下この条において「教育管理」という。)を、当該事業場以外の事業場(以下この項において「他の事業場」という。)において行っている場合においては、表示等及び教育管理に係る技術的事項については、他の事業場において選任した化学物質管理者に管理させなければならない。

- 一 (略)
- 二 リスクアセスメントの実施に関すること。
- 三 (以下略)

### 第二百五十六条(危険物を製造する場合等の措置)

- 1 事業者は、危険物を製造し、又は取り扱うときは、爆発又は火災を防止するため、次に定めるところによらなければならない。
  - 一 爆発性の物(令別表第一第一号に掲げる爆発性の物をいう。)については、みだりに、火気その他点火源となるおそれがあるものに接近させ、加熱し、摩擦し、又は衝撃を与えないこと。
  - 二 発火性の物(令別表第一第二号に掲げる発火性の物をいう。)については、それぞれの種類に応じ、みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、酸化をうながす物若しくは水に接触させ、加熱し、又は衝撃を与えないこと。
  - 三 酸化性の物(令別表第一第三号に掲げる酸化性の物をいう。以下同じ。)については、みだりに、その分解がうながされるおそれのある物に接触させ、加熱し、摩擦し、又は衝撃を与えないこと。
  - 四 引火性の物(令別表第一第四号に掲げる引火性の物をいう。以下同じ。)については、みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、若しくは注ぎ、蒸発させ、又は加熱しないこと。
  - 五 危険物を製造し、又は取り扱う設備のある場所を常に整理整頓し、及びその場所に、みだりに、可燃性の物又は酸化性の物を置かないこと。
- 2 労働者は、前項の場合には、同項各号に定めるところによらなければならない。